

# 石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業

## 経営計画

(平成25年度～平成36年度)

平成25年7月

石狩西部広域水道企業団

# 経営計画書

石狩西部広域水道企業団  
水道用水供給事業会計

## 第1 計画期間

平成 25 年度から平成 36 年度まで 12 年間

## 第2 経営の基本方針

石狩西部広域水道企業団は、道央地域の石狩西部圏域のうち札幌市、小樽市（石狩湾新港地区）、石狩市及び当別町に水道用水を供給するため平成4年に設立された。平成24年度までに、水源施設となる当別ダムや水道施設である浄水場などの整備を終え、平成25年4月1日から小樽市、石狩市及び当別町へ用水供給を開始している。

今後は、下記の基本方針に基づき、用水供給事業の健全な経営に努め、安全で安心な水を安定して供給するとともに、第2期事業に向けて経営基盤の強化を図る。

### (1) 組織等に関する事項

施設の維持管理及び中長期計画策定のための体制並びに経営基盤強化に向けた事業運営体制を確保するとともに、経営の効率化及び民間委託の推進等により、職員の適正配置に努める。

### (2) 投資に関する事項

第2期創設事業に向けては、需要予測等を踏まえて事業再評価を実施し、適正規模の投資を行う。

### (3) 料金その他の収入に関する事項

収支の実績等を踏まえ、適切な時期に料金の見直しについて検討を行う。

### (4) 構成団体の負担に関する事項

構成団体間の協定に基づき繰入を受けるなど、その目的に従い、経営経費又は建設改良費に充当する。

### (5) 経営基盤の強化に関する事項

企業団の適切な管理監督のもとに、施設の運営及び維持管理について、民間委託を推進することにより、経済的かつ機能的な運営形態を構築する。

### (6) 資金不足比率の見通しとその評価

計画期間中に資金不足は発生しない見込みである。

### (7) 資金管理・調達に関する事項

内部留保資金の活用により、効率的な資金運用及び資金調達を行う。

### (8) 情報公開に関する事項

水道用水供給事業の設置等に関する条例第8条の規定に基づく業務状況の公表等において、企業団の経営情報を適切に公表するとともに、ホームページを活用した周知、広報を推進する。

### (9) その他重点事項

事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が的確に対応できる体制を整備する。

## 第3 収支見込み

別紙(収支計画)のとおり。



